

広告掲載仕様書

下記の広告事業において、市有施設に掲載又は掲出する広告を取り扱う広告代理店を募集する。

1 事業名称

札幌市カーリング場内壁面広告事業

2 対象施設及び施設概要

- (1) 名 称 札幌市カーリング場
- (2) 所在地 札幌市豊平区月寒東1条9丁目（別紙1「位置図」参照）
- (3) 施設概要 鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造
地上2階建
延床面積 3,375.12㎡
カーリングシート 5シート
観覧席 224席（うち車いす利用16席）
- (3) 設置目的 市民にカーリングという新たなウィンタースポーツを楽しむ機会を提供するとともに、国際大会をはじめとした各種大会の開催や合宿の誘致、さらには体験型の観光などにも活用することを目的とする。
- (4) 開設年月日 平成24年9月15日
- (5) 開館時間 午前10時～午後9時
- (6) 休館日 12月29日～翌年1月3日
※その他に施設整備のため、次の日数（期間）を休館する予定。
定例：1日/月、氷の張替作業：40～50日程度/年
- (7) 年間利用者数 40,000人程度（令和3年度実績）
- (8) その他
 - ・ 公共施設としては、全国初の通年型カーリング専用施設である。
 - ・ 北海道カーリング選手権、札幌地区カーリング選手権大会等のカーリング大会が開催されている。

3 募集の内容

- (1) 広告掲出期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日（1年間）
- (2) 広告掲出位置及び面積 カーリングホール内壁面（別紙2「掲出スペース図」参照）
- (3) 掲出方法 掲出スペースの上下部に設置されているレールに広告物をはめて掲出すること。なお、設置されているレールの位置を変更することは不可。
- (4) 使用料 1,177,542円
- (5) 広告掲出条件
 - ・ 札幌市カーリング場ネーミングライツ協賛企業と同業種の企業等の広告は掲載しないこと。
 - ・ 札幌市広告掲載要綱、同広告掲載基準を遵守すること。
- (6) 広告物の仕様 広告物については、上下のレール間の幅に収まる縦幅（別紙2「掲出スペース図」参照）のボードに直接印刷したもの、若しくは、当該ボードにシート貼りしたものとする。
なお、ボードは、スチレンボードなど一定の強度があり、軽量かつ防水性の高い材質で、厚さは7mm程度のものとし、木材などの屑等が発生するものは不可とする。また、シート張りする場合は、当該シートも防水性の高いものを使用すること。

(7) 広告物（出力見本）の提出先、期限及び方法

- ・ 提出先：札幌市スポーツ局スポーツ部施設課（以下「施設課」という）
（札幌市中央区北2条西1丁目 ORE 札幌ビル9階）
- ・ 提出期限：令和5年3月28日。また、広告物を変更・更新する場合は、その都度、掲出する20日前までに出力見本を提出すること。
- ・ 提出方法：出力見本は、データをPDFファイルにしたうえでCD-Rに保存し提出すること。

(8) 広告物掲出作業の工程

令和5年4月1日午前8時（開館2時間前）以降、広告代理店の責任において指定の場所に掲出すること。また、作業は開館時間外とし、作業の工程は札幌市及び札幌市カーリング場指定管理者と協議のうえ決定すること。

(9) その他

- ・ 広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、原則として民間事業者等の広告欄であることを明示すること。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関する事その他必要な事項を注記すること。
- ・ 定期的に巡回をし、広告物が剥がれるなどしている場合は直ちに設置者の負担でメンテナンスを行うこと。

4 その他

- (1) 広告代理店は、広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出、その他広告主との調整など広告掲載にかかる一連の業務を行うこと。
- (2) 広告物の作成、掲出等に関する経費は、全て広告代理店の負担とする。
- (3) 広告物（出力見本）の提出後、スポーツ部施設課にて内容審査を行い、広告原稿確認書を交付する。このとき、必要に応じて修正等の指示をする場合がある。
- (4) 広告物の掲出完了後、広告掲載完了報告書を速やかに提出すること。掲出確認後、広告掲出完了確認書を交付する。
- (5) 広告物の内容等に疑義が生じた場合には、スポーツ部施設課と十分に協議をすること。
- (6) 納入通知書により使用料を請求するため、指定された納期限までに納入すること。
- (7) 広告掲出期間中における広告物の維持管理、掲出期間終了時における広告物の撤去等については広告代理店の責任において行うこと。
- (8) 大会・イベント等の開催に支障をきたすとき、施設・機器等の保守、修繕又は工事を行うとき、天災・事変その他非常事態が発生したとき、その他公益上やむを得ないとき等において、広告掲出が出来なかった場合の使用料の返還は行わない。
- (9) この仕様に定めのない事項については、お互いの協議により決定する。

<問い合わせ先（契約担当部局）>

札幌市スポーツ局スポーツ部施設課管理係 担当 榎本

TEL 011-211-3045 FAX 011-211-3046